

# よこはま小児がん経験者ドック受診費用助成要綱

制定 令和7年3月25日 医が第1382号 (局長決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、成長期に受けた放射線や抗がん剤治療の影響などにより、晩期合併症のリスクが高い、横浜市在住の小児がん経験者に対し、「よこはま小児がん経験者ドック」の受診に要する費用を助成することで、早期発見・早期治療につなげることを目的とする。

2 よこはま小児がん経験者ドック受診費用助成事業については、この要綱の定めるところによる。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における「よこはま小児がん経験者ドック」とは、横浜市立みなと赤十字病院で実施する、小児がん経験者を対象とした人間ドックとする。

## (助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に横浜市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 「よこはま小児がん経験者ドック」基本項目受診時における年齢が、40歳未満の者
- (3) 18歳未満で小児慢性特定疾病の対象疾病となる「悪性新生物」を発症した者
- (4) 令和7年4月1日以降に「よこはま小児がん経験者ドック」を受診し、第5条に規定する経費を支出した者
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でない者

## (助成申請者)

第4条 対象者に代わって第6条に規定する交付の申請を行う者は、第3条第5号に該当するものでなければならない。

2 対象者が未成年の場合、第6条に規定する交付の申請を行う者は、その保護者とする。

## (助成対象経費)

第5条 助成の対象となる費用等は「よこはま小児がん経験者ドック」基本項目の22,990円とし、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。ただし、他の自治体等の助成を受けた場合は対象外とする。

2 申請回数は、1年度内につき1回のみ申請可能とし、受診日における年齢が40歳に達するまで最大5回までとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、「よこはま小児がん経験者ドック」の基本項目受診に要する費用の支払日から1年以内に「よこはま小児がん経験者ドック受診費用助成金交付申請書（第1号様式）」に以下の関係書類を付して市長に提出するものとする。

- (1) 「よこはま小児がん経験者ドック」の診療費通知書（領収証・診療費明細書）または料金明細書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは「よこはま小児がん経験者ドック受診費用助成金交付決定通知書（第2号様式）」により、交付しないときは、「よこはま小児がん経験者ドック受診費用助成金不交付決定通知書（第3号様式）」により、申請者に通知するものとする。

(助成対象者の資格確認)

第8条 市長は、必要に応じ、対象者又は申請者が第3条第5号に該当するか否かを、神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

- 2 申請者は、その申請内容に疑義等が生じた場合、市長の求めにより戸籍全部事項証明書等の書類の提出に協力するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者が、第3条第5号に該当しないときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(助成金の支払)

第10条 市長は、第7条に規定する助成金の交付を決定したときには、申請者が指定する金融機関口座に口座振替の方法により助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成申請者が偽り、その他の不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(関係書類の整備)

第12条 申請者は、助成対象経費に係る収入及び支出についての証拠書類、申請時に付した書類の原本について整備し、当該助成対象経費の支払日の属する会計年度の翌年度から5年間は整備保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。